

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「無料体験」のはずが…
スポーツ施設会員に
申し込むことに

広告を見てスポーツ施設の無料体験に行ったところ、いきなり契約書への記入を求められ「1万5千円の入会金を特別に5千円に割引くので、一緒に3カ月分の会費を前払いするように」と言われた。夫の介護もあり、続けられるか不安だったが、契約書に記入しなければ体験できないような雰囲気に向け、記入してしまった。帰宅してから確認すると、「脱会する場合は違約金がかかる」とあり不安だ。

(当事者…70歳代女性)

【ひとこと助言】

広告等に「無料」と書いてあっても、何が無料なのかはつきりしない場合があります。申し込む際は「無料」となる内容や範囲、有料の契約を結ぶ前提があるのかを確認しましょう。「特別割引」等特典を強調して契約を迫られても、その場で契約してはいけません。家族や周囲の人に相談しましょう。契約する気持ちがなければ、きっぱり断ることも大切です。

仮想通貨への投資 リスクを理解できない ければ契約しないで



「仮想通貨を買わないか」と電話があり、数日後に説明書が届いた。後日、再び同じ業者から電話があり「今100万円分の仮想通貨を買えば、2〜3年後には2倍になる」と言われた。その話を信じて購入することにし、近くのファミレスで担当者に現金100万円を渡した。その後しばらくは仮想通貨の値動きらしき数字の連絡が業者からあったが、最近、業者

に電話をかけてもつながらなくなった。
(当事者…70歳代女性)

【ひとこと助言】

インターネットを通じて電子的に取引される「仮想通貨」への投資に関して、電話や訪問による勧誘トラブルが高齢者を中心に増加しています。仮想通貨は、取引相場の価格変動リスクを伴うため、将来必ず値上がりするというものではありません。セールストークをうのみにせず、リスクを十分に理解できなければ、契約しないでください。いったん電話に出ると切りにくくなります。留守番電話機能等を利用して、かかってきた電話は出ずに、必要な相手だけにかけて直す方法も有効です。(以上2件国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)

危険!0歳児が 大人用ベッドから転落



▼事例1 大人用ベッドを2台付けて中央に寝かせ、ミルクを作るうと母がキッチンに行っている間に、フローリングの床に転落し頭部を打撲した。寝返りはまだできないが、手足をバタバタさせているうちに移動して転落したようだ。
(当事者…4カ月女児)

▼事例2 大人用ベッドに寝かしつけ寝室を離れ、再び寝室に入ったところ、壁とベッドの隙間に挟まるように転落しており、呼吸がなかった。
(当事者…5カ月女児)

【ひとこと助言】

大人が目を離れた際に、0歳児が大人用ベッドから転落するという事故が多く発生しています。危害の多くは頭部や顔面の打撲ですが、中には頭がい骨骨折やベッドと壁との隙間に挟まれ窒息したケースもあります。子どもは「まだそれほど動かない」と思っているつもりでも、移動します。大人用ベッドに寝かせたまま目を離してはいけません。事故が起きた際に、いつもと様子が違ってボーっとしている、元気がない、顔色が悪い等、心配なときはすぐに病院を受診しましょう。受診に迷ったときや不安なときに相談できる居住地の身近な窓口を確認しておきましょう。
《小児救急電話相談》#8000
(国民生活センター子どもサポート情報より抜粋)

司法書士による無料法律相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、消費生活に関する相談が無料で受けられます。7月4日(月)までにご予約ください。

◇日時 7月8日(金)午前9時30分〜11時30分
◇相談場所・受付 美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター(消費生活相談全般)
月・水・木・金 午前9時〜正午、午後1時〜4時
(終了30分前まで受付) ☎885-7141(直通)
※相談員不在の場合あり。電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン(全国共通) ☎188※3桁
- ◇県警悪質商法110番(訪問販売・悪質業者等の相談)
午前8時30分〜午後5時15分 ☎029-301-7379